

東社協 東京都地域公益活動推進協議会
令和8年度 地域課題に取り組むための助成事業 実施要項



1 主旨

さまざまな地域課題が顕在化した今日、社会福祉法人には関係機関や地域住民との連携による公益的な取組みが期待されています。

ついては、それらの課題解決に向けて、複数法人による連携や、社会福祉法人が地域住民・関係機関等と連携して取り組む新たな地域公益活動を支援するため、当協議会では標記助成事業を実施いたします。

2 助成事業について

(1) 助成金額 1法人につき上限**10万円**（*合計 150万円）（**15件の助成を想定**）

(2) 助成対象・要件

- ① 東京都地域公益活動推進協議会に加入する社会福祉法人であること
- ② 社会福祉法人が地域生活課題や住民のニーズに対応するため、地域住民・関係機関や、複数法人と連携して新たに取組む地域公益活動や、既存の取組みの拡充等を対象とする
- ③ **令和8年4月～令和9年3月末までにかかる経費を対象とする**
- ④ 対象経費は、取組みにかかる会議費、会場費、印刷費、通信運搬費、事業に必要な物品購入の費用等とする（*人件費は対象外）
- ⑤ 区市町村の社会福祉法人のネットワークにかかる事業費・事務費については対象外とする

(3) 備考

- ・当協議会に対して、適宜、進捗状況等の報告および情報提供に協力すること。
- ・事業実施後には、当協議会へ事業報告および収支報告を提出すること。
※実践事例は当協議会のホームページや報告書等に掲載を予定しています。
※過去の助成事業の実践事例については[こちら](#)より検索ができます。



[コチラからもアクセスできます](#)
《【キーワードから探す】で「助成事業」と
検索すると便利です》

(4) 申請締切 **令和8年7月31日(金)**

(5) 申請方法

事業を中心的に実施する社会福祉法人から、指定の「助成申請書」(様式あり)および当該事業の予算書(様式問わない)を締切日までに下記事務局へメールにて提出すること。

申請様式はホームページからダウンロードをお願いします。



申請様式のダウンロードはこちらから

(6) 審査・決定

当協議会の事業開発委員会において審査し、決定する。決定および送金については、8月以降を予定。

※ より多くの団体への助成を目的としているため、審査の結果に基づき助成金額を調整する場合がある

4 審査のポイントについて

今年度の助成事業においては、主に以下の点を中心に評価をします。

(1) 地域性

- 地域の実情やニーズを踏まえた事業か
- 課題設定に地域特性などの具体性があるか
- 地域の既存資源を活かしているか 等

(2) 効果性

- 取組みに創意・工夫が見られるか。
- 計画の趣旨、目的に照らして、地域課題の解決が期待できるか。
- 利用者や参加者に前向きな変化が生まれるか 等

(3) ネットワーク性

- 複数法人・機関等が関与しているか
- 分野横断的な連携となっているか
- 単なる協力ではなく、それぞれが役割を持ち、協働できるか 等

助成金の申請書作成に当たっては、上記の点を意識した事業計画を作成の上ご提出くださいますようお願い申し上げます。

5 問合せ・申請先

<東京都地域公益活動推進協議会 事務局>

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 福祉部 経営支援担当(阿部・二宮)

電話:03-3268-7192 メールアドレス:tky-koueki@tcs.w.tvac.or.jp